

事務連絡
令和5年9月1日

利用団体各位

国立妙高青少年自然の家
所長 小林 朋広

施設使用料金（令和6年4月適用開始）の一部免除について（お知らせ）

平素より当所の事業運営について格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当施設を含む国立青少年教育施設では、全ての子供たちの安全・安心に配慮して、感動体験を提供できる体制の充実を図るため、令和6年4月より施設使用料金を改定させていただき、施設の充実に係る経費の一部を利用者の皆様にご負担いただくこととしております。（参考：令和5年4月28日付け独国青財第4号「地方施設における施設使用料金改定のお知らせ」）

このたび、利用団体の皆様のご負担を軽減するため、一定の条件に該当した場合、別紙「早見表」のとおり施設使用料金の一部免除を実施することといたしましたのでお知らせいたします。なお、大学生等の学生の料金について「2,500円/泊」から「1,200円/泊」への一部減免を実施することに伴い、令和5年4月28日付けの文書で「4泊以上の利用は無料（期間中7,500円定額）」としていたものを、「7泊以上の利用は無料（期間中7,500円定額）」に変更しておりますので、ご注意ください。

利用団体のみなさまにご負担をおかけすることとなり、大変恐縮ですが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【本件担当】

国立妙高青少年自然の家 事業推進係
〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2
TEL 0255-82-4321 FAX 0255-82-4325
Mail myoko-ji@niye.go.jp

施設使用料金（令和6年4月適用）早見表

対象	規定料金	一部免除料金								
		本館・ロジ泊				テント泊				
		大学・短大等の 学生利用 ※4	要保護・ 準要保護世帯 利用 ※5	特別な配慮が 必要な子供向け の活動を行う 団体利用 ※6	長期利用 (7泊以上かつ 30人以上の団体)	右記以外	大学・短大等の 学生利用 ※4	青少年団体利用 ※9	要保護・ 準要保護世帯 利用 ※5	特別な配慮が 必要な子供向け の活動を行う 団体利用 ※6
幼児 (年少未満) ※1	0円/泊					0円/泊				
幼児(年少 ～年長) ※2	300円/泊 (4泊以上の 利用) 期間中900円 定額					300円/泊				
子供(小学生 ～高校生※3)	600円/泊 (4泊以上の 利用) 期間中1,800円 定額		300円/泊 (4泊以上の 利用) 期間中900円 定額	300円/泊 (4泊以上の 利用) 期間中900円 定額		300円/泊				
大人	2,500円/泊	1,200円/泊 (7泊以上の 利用) 期間中7,500円 定額	300円/泊	300円/泊 ※7	1,200円/泊 ※8	1,200円/泊	600円/泊	600円/泊	300円/泊	300円/泊

※1 ①幼稚園・保育園等の在籍を問わず、当年度4/2～翌年度4/1の間に3歳に到達する者までが対象。
 ※2 ①幼稚園・保育園等の在籍を問わず、当年度4/2～翌年度4/1の間に6歳に到達する者までが対象。
 ※3 ①高校に相当する学校（専修学校高等課程等）に在籍する者が対象。
 ②上記①に該当しない場合、当年度4/2～翌年度4/1の間に18歳に到達する者までが対象。
 ※4 ①大学に相当する学校（大学校・短大・専修学校専門課程等）に在籍する者が対象。

※5 ①部活・サークルを含む学校利用が対象。
 ②小～高を想定しているが、就学前の子どもたちに帯同する大人にも準用。
 ③利用にあたっては、申請書の提出が必要。
 ※6 ①経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体等。
 (ただし、当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。)
 ②利用にあたっては、申請書の提出が必要。
 ③一部免除の可否については、利用を希望される施設に要相談。

※7 子どもたちに帯同する場合または、子供たちの活動の下見の場合が対象。
 ※8 大人が1名であっても適用。
 ※9 ①利用区分が「青少年」となる団体。
 ②該当の可否については、利用を希望される施設に要相談。